

2009（平成21）年8月17日

株式会社ベルコサービス代表取締役 樵田 剛臣 殿
（代理人弁護士 宮川 孝広 殿）

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228

URL <http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関する連絡先〕

みのり法律事務所 弁護士 北 村 純 子

電話 078-366-0865 FAX 078-366-0841

再 申 入 書

貴社からの平成21年7月8日付回答書を拝受しました。当法人からの平成21年6月11日付申入れに対してご対応いただきましたことにつき、まずは御礼申し上げます。

貴社の上記回答書によれば、貴社は、当法人が使用中止を求めた、契約解約の際に前納金額の2分の1を差し引いて返金するとの条項につき、「解約時の返金は、納入金額から5万円の解約手数料（一律）を控除した金額」に改めるとされ、「当該取扱いは、条項の変更後に解約がなされた契約であれば、変更前の契約条項による契約者についても等しく適用する」とされています。

しかしながら、解約時に解約手数料として一律5万円を控除するというのでは、改訂後の条項も、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、また、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、いまだ消費者契約法9条1号及び10条により無効となるものと考えます。

したがって、当法人は貴社に対し、再度ご検討されることを求めます。

以上